



## 事業主の皆さん、労働保険の加入手続きはお済みですか？

労働保険(労災保険・雇用保険の総称)とは、「労働者の保護」を目的とし、国が管理・運営する強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇用する事業主には、法人・個人を問わず加入が義務付けられ、事業主は労働保険の加入手続きを行わなければなりません。

群馬労働局では、労働保険の未手続事業場を解消するため、加入勧奨や訪問指導など労働保険適用促進業務を進めています。

労働保険未手続事業場の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上などの観点から極めて重要であることから、指導の結果、加入手続きを行わない事業主に対しては、強制的な加入を含めた対策を実施しています。

### ▼加入手続き・加入に関する問合せ先

群馬労働局総務部労働保険徴収室

☎027・896・4734

または最寄りの労働基準監督

署・公共職業安定所(ハローワーク)へ

### 若者サポートステーション

働く意欲はあっても働くことに対して悩みを抱える15歳〜39歳の人(在学中でなく仕事をしていない人)とその家族を対象に、職業・社会的自立を図るための個別相談や講座・職場体験など、継続的にサポートしています。

#### ▼費用 無料

▼利用方法 電話で予約を取り、利用してください。

#### ▼予約問合せ先

ぐんま若者サポートステーション

◎前橋市千代田町2-5-1

前橋テルサ5階

☎027・233・2330

※受付時間は月〜金、第2・4土曜日の午前10時〜午後6時(祝日・年末年始を除く)

URL <http://www.gunma-sapo.info/>

## 吉岡町暮らしのガイドブックへの掲載広告募集

町では、株式会社サイネックスとの官民協働事業として、日常生活に役立つ行政情報や施設情報などをまとめたガイドブックを発行します。

発行は平成30年2月を予定し、町内の全世帯および転入者へ配布します。発行にあたり、掲載広告を募集しています。希望する場合は、株式会社サイネックスへお問合せください。

### ▼問合せ先

◎広告掲載に関すること  
株式会社サイネックス群馬支店

☎027・353・8391

◎ガイドブックに関すること  
総務政策課 庶務行政室

☎262240(直通)

### 開催中

#### ぐんまのおみやげ総選挙

「あなたがあげたいおみやげ」もらってうれしいおみやげ「特別なときにあげたいおみやげ」をテーマに、群馬のおみやげのコンテストを実施しています。1日1票投票ができます。ぜひご参加ください。

#### ▼投票期間

12月15日(金)まで

入場無料

障がい者のつどい事業

## 新春コンサート2018

～音楽ついでいな～

- 期日 平成30年1月14日(日)
- 時間 午後1時～4時
- 場所 文化センターホール・ホワイエ
- 内容

#### 【コンサート】

午後1時30分～3時30分(午後1時開場)

- ♪合奏、歌など(第五保育園)
- ♪合奏、ダンスなど(前橋高等特別支援学校)
- ♪合唱(吉岡中学校)
- ♪吹奏楽(チームあかぎ)

#### 【販売・展示】

午後1時～4時

- ♪障がい者施設によるお菓子・グッズの販売など

#### 問合せ先

社会福祉協議会 ☎54-3930

### ▼投票方法

「ぐんまのおみやげ総選挙」ホームページ(URL <https://www.gunma-omiyage.com/>)で投票してください。

※下のQRコードから読み取ることができ



### 特設人権相談所を開設

12月4日(月)～10日(日)は第9回人権週間です。特別人権相談所を開設しますので、子どもに関すること、家庭内や近所のもめごとなど人権問題や困りごとなどで悩んでいる人はご利用ください。

◎12月7日(水)

◎午後1時30分～3時30分

◎吉岡町老人福祉センター

※特設人権相談所へ行けない場合は電話相談(☎0570・03110)などをご利用ください。

◎前橋地方事務局

☎027・221・4426

URL <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken13.html>